

※県税事務所使用欄		過誤納番号		委任者番号	
① 番号確認		② データ入力		③ 変更入力	受任者番号

過誤納還付金の受領に関する委任状

年 月 日

秋田県総合県税事務所長 あて

税 目	自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	年度	年度
自動車登録番号	秋 ・ 秋田	数字	かな
還付金発生事由	抹消・重複納付・その他 ()	還付金 発生日	年 月 日

【委任者（納税義務者）】

住 所	〒
フリガナ	
氏 名 (名 称)	印

※委任者が自署、押印(実印)してください。 ※法人の場合は代表者名を併記し、代表者印(実印)を押印してください。

私（委任者）は、上記の過誤納還付金の請求及び受領に関する一切の権限を次の者に委任しましたので連署をもって届け出します。

【受任者】

住 所	〒
フリガナ	
氏 名 (名 称)	印
電話番号	担当者

※法人の場合は代表者名を併記し、代表者印(実印)を押印してください。

【還付金振込口座】

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

◆注意事項

- 委任者欄は、委任者（納税義務者）が自署し、登録印（実印）を押印のうえ 印鑑登録証明書（写し可） を添付してください。
- この書類は、過誤納金の発生事由が生じた日(抹消登録日等)から1週間以内に提出してください。期限を過ぎてからの提出は納税義務者へ還付となる場合がありますので、御了承願います。
- 委任者（納税義務者）の住所・氏名に変更がある場合は、変更の事実が確認できる書類（住民票等の写し）を添付してください。
- 記載漏れ、記載誤り、押印漏れ、添付書類不足等の不備があった場合には、書類を返却することがあります。
- 委任者（納税義務者）に、未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により当該未納の徴収金に充当いたします。

※受付印

